



市民参加の実効性を求める請願

平成 31 年 2 月 22 日

岩倉市議会議員長
黒川武 様

請願者

住所 岩倉市
氏名 甲山 海緒

紹介議員 岩倉市議会議員

木村冬樹

堀 巖

柳谷 穂子

【請願趣旨】

岩議発第 693 号「公立保育園の適正配置・適正規模の方針案の基準見直しに関する請願」に対し大変議論いただき、その趣旨は理解できるとして委員全員賛成のもと「趣旨採択」、その後の本会議においても議員全員賛成により「趣旨採択」と決したと、請願結果を受け取りました。

しかし 1 月 10 日、執行機関により岩倉市公立保育園適正配置方針を決定し、1 月 18 日の全員協議会で説明されたと確認しました。それは、私たちが訴えている請願趣旨と異なる決定でした。

これは、住民自治の機能不全に陥っていると考えられるため、2 月 4 日岩倉市議会議長へ申入書を提出したところ、議員により「趣旨採択」への認識が異なることが露呈しました。

地方自治法第 125 条では、「普通地方公共団体の議会は、その採択した請願で当該普通地方公共団体の長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会又は監査委員その他法律に基づく委員会又は委員において措置することが適当と認めるものは、これらの者にこれを送付し、かつ、その請願の処理の経過及び結果の報告を請求することができる。」とされています。また、岩倉市議会会議規則第 99 条でも、「議長は、議会の採択した請願で、市長その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについては、これを請求しなければならない。」とされています。岩倉市議会から執行機関へはどういった請求がされているのでしょうか。

執行機関に対し、法的拘束力がないとされる請願ですが、岩倉市議会基本条例第 10 条 3 項で「請願は市民による政策提案」と位置付けられています。岩倉市市民参加条例でも「政策提案制度」に関する執行機関の責務が規定されていますが、その実効性について疑問が残ります。

請願は市民の「参加する権利」の一つであり、市民を主体とした自治の実現を目指し、市民本位の市政運営に努めなければならない岩倉市では、政策提案を受ける一つの手段であると言えます。

議会により決された請願に対し、実効性を確保するため、条文への記載を求めます。

【請願事項】

岩倉市議会基本条例 第 3 章 第 10 条へ

- ① 「議会は、採択又は一部採択と決した請願（陳情）について、その実効性を確保するように努めなければならない。
 - ② 「趣旨採択と決した請願（陳情）については、願意を重く受け止め、その実現に向け努めなければならない。」
- という条文の記載を求めます。